

## 第20回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和6年7月10日  
場所 行政棟 庁議室

### 委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	欠	3番	中村 進也	欠
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出	10番	岡田 康平	出
11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出	13番	片岡 節男	出
14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出			

開会時刻 午前 9時00分  
閉会時刻 午前 10時05分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは、第20回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第20回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、第20回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、14番議席樋口久義委員と、15番議席伊藤治義委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) 議長	それでは、報告第37号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第38号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p><b>日程第2 報告第37号</b></p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和6年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人12団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p><b>日程第3 報告第38号</b></p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和6年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は1件1筆390㎡です。 &lt;1番案件&gt;の申請地は、員弁町大泉新田地内の畠です。 目的は個人住宅用地です。すでに土砂を入れ、造成されていたため、始末書が添付されております。</p> <p>報告第37号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。</p>
議長	

		<p>また、報告第 38 号については、員弁町の市街化区域の 5 条の転用届出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願ひします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第 4)	議長	<p>議案第 107 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第 4 議案第 107 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)附則(令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号)第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和 6 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、全て中間管理機構分で、11 件、18 筆、総面積 10,667 m<sup>2</sup>となっております。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回は、すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第 107 号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p>

		<p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第 5)	議長	<p>続きまして、議案第 108 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>日程第 5 議案第 108 号</p> <p>農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和 6 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の 3 条所有権移転の申請は、6 件、21 筆、面積 7,498 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;13 番案件&gt;の申請地は、北勢町東貝野地内の田です。 譲受人である北勢町東貝野の [REDACTED] が、愛知県一宮市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、254 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受けの申請です。</p> <p>&lt;14 番案件&gt;の申請地は、大安町梅戸地内の畠です。 譲受人である大安町梅戸の [REDACTED] が四日市市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 608 m<sup>2</sup> を売買により譲り受けの申請です。</p> <p>&lt;15 番案件&gt;の申請地は、大安町丹生川上地内の現況、畠です。 譲受人である大安町丹生川上の [REDACTED] が、大安町大井田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 370 m<sup>2</sup> を売買により譲り受けの申請です。</p> <p>&lt;16 番案件&gt;の申請地は、藤原町下相場地内の田です。 譲受人である藤原町下相場の [REDACTED] が、同じく藤原町下相場の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆 1,109 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受けの申請です。</p> <p>&lt;17 番案件&gt;の申請地は、北勢町川原地内の田畠です。 譲受人である北勢町川原の [REDACTED] が、北勢町川原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 15 筆 4,297 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受けの申請です。</p>

	<p>&lt;18番案件&gt;の申請地は、北勢町東村地内の畠です。</p> <p>譲受人である北勢町東村の [REDACTED] が、北勢町阿下喜の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 860 m<sup>2</sup>を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>以上 6 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
中村正治委員	<p>13番案件の田ですが、写真では整地されているように見えたのですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>現地を確認したところ、田でした。</p>
議長	<p>他に特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 108 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
(日程第 6)	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 109 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 6 議案第 109 号  農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について  (知事処分)  次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和 6 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長  伊藤 和雄</p> <p>今回の 4 条の申請は、1 件 1 筆で 678 m<sup>2</sup>です。</p>

	<p>&lt;1番案件&gt;は、大安町門前地内の畠です。農地区分は2種農地です。</p> <p>転用計画としては、桑名市の[ ]が所有する議案書に記載の1筆 678 m<sup>2</sup>を2棟の共同住宅施設用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は約30cmの盛土を行い、周囲をブロックフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水と共に、既設の北側水路に放流します。</p> <p>以上4条1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、7月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第109号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第109号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第7) (日程第8) (日程第9) (日程第10) (日程第11)	<p>続きまして、議案第110号から議案第113号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転、賃貸借権設定、使用貸借権設定及び地上権設定許可申請承認について」、並びに議案第114号「農地転用事業計画変更申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第7 議案第110号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、7件、19筆で10,596m<sup>2</sup>です。 &lt;12番案件&gt;は、員弁町松之木地内の田です。農地区分は、3種農地です。 転用計画としては、員弁町下笠田の[REDACTED]が員弁町松之木の[REDACTED] [REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、341m<sup>2</sup>を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、周囲をブロックフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、既設の道路側溝に放流します。 &lt;13番案件&gt;は、藤原町山口地内の畠です。農地区分は、農用地です。 転用計画としては、藤原町山口の[REDACTED]が藤原町山口の[REDACTED] [REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、410m<sup>2</sup>を取得し、農業用機械及び従業員駐車場用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみを行い、周囲のブロックフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透させます。 &lt;14番案件&gt;は、藤原町鼎地内の田です。この案件は、3月委員会の議案案件ですが、内容を所有権と地上権に分けたいとの理由で事業計画変更申請及び転用申請が提出されましたので5条地上権設定7番と事業計画変更1番を併せてご説明いたします。P27の議案第114号事業計画変更申請をもとに説明します。農地区分は、2種農地です。 転用計画としては、東京都に住所を有する[REDACTED]が[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]が所有する議案書に記載の5筆、6,383m<sup>2</sup>を取得し、太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 地番鼎1、2、4は地上権設定、3、3-1については所有権移転により転用したい変更内容です。</p>
-----	---

なお、施行方法については変更ありません。

土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

この案件は 3,000 m<sup>2</sup>を超える案件であるため再度、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

<15 番案件>は、大安町門前地内の畠です。農地区分は、2種農地です。この案件は、P21 の 5 条転用賃貸借権設定 9 番と関連しますので、併せてご説明いたします。内 1 筆、1,013 m<sup>2</sup>は所有権移転です。

転用計画としては、東京都の [REDACTED] が愛知県尾張旭市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 10 筆、21,596 m<sup>2</sup> を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水、排水はありません。雨水排水は周囲に 30 cm 程度の堰堤を設置し、自然浸透にて処理します。

この案件も 3,000 m<sup>2</sup>を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

<16 番案件>は、員弁町東一色地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、桑名市の [REDACTED] が員弁町東一色の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 6 筆、301 m<sup>2</sup> を取得し、隣接宅地と合わせた 678 m<sup>2</sup> を資材置場へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲のブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透させます。

<17 番案件>は、大安町石榑東地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東員町の [REDACTED] が大安町石榑東の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 3 筆、1,913 m<sup>2</sup> を取得し、資材置場へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地し砂利敷きします。

取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透させます。

<18 番案件>は、大安町石榑東地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、桑名市の [REDACTED] が大安町宇賀の [REDACTED]

████████が所有する議案書に記載の4筆、3,846 m<sup>2</sup>を取得し、隣接工場拡張として工場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をブロックフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、既設の道路側溝に放流します。

この案件も3,000 m<sup>2</sup>を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

#### 続きまして、日程第8 議案第111号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年7月10日提出 いなべ市農業委員会会长  
伊藤 和雄

今回の申請は、1件、9筆で、20,583 m<sup>2</sup>です。

<9番案件>は、5条所有権移転15番で既に説明しております。

#### 続きまして、日程第9 議案第112号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年7月10日提出 いなべ市農業委員会会长  
伊藤 和雄

今回の申請は、3件、4筆で、877 m<sup>2</sup>です。

<5番案件>は、大安町平塚地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては四日市市の████████が大安町石榑下の████████が所有する議案書に記載の2筆、251 m<sup>2</sup>を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成については整地を行い、周囲をブロックフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内に浸透枠を設置し自然浸透にて処理します。

<6番案件>は、藤原町東禅寺地内の畠です。農地区分は、3種

農地です。

転用計画としては藤原町東禅寺の[REDACTED]が藤原町東禅寺の[REDACTED]  
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、462 m<sup>2</sup>を個人住宅用地へ  
転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をブロックフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内に浸透枠を設置し東側道路側溝にて処理します。

<8番案件>は、員弁町北金井地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、員弁町下笠田の[REDACTED]が員弁町北金井の[REDACTED]  
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆 164 m<sup>2</sup>と隣接宅地と合わせた 272.59 m<sup>2</sup>を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は30cm程度の盛土を行い、周囲をブロックフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内にて集水し北側道路側溝にて放流します。

#### 続きまして、日程第10 議案第113号

農地法第5条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年7月10日提出 いなべ市農業委員会会长  
伊藤 和雄

今回の申請は、1件、3筆で、3,611 m<sup>2</sup>です。

<7番案件>は、5条所有権移転14番にて既に説明済みです。

以上5条所有権移転、賃貸借権設定、使用貸借権設定及び地上権設定の計12件、事業計画変更申請1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

これらの案件につきましては、7月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員	議案第110号から議案第113号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転、賃貸借権設定、使用貸借権設定及び地上権設定許可申請について」12件、議案第114号「農地転用事業計画変更申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。
伊藤治義委員	2点伺いたいことがあります、今回の農地転用事業計画変更承認申請についてですが、当初に出された転用申請はいつ頃になりますか。
事務局	この前の3月での委員会の議案で出されています。
伊藤治義委員	あと地上権ですが、他の貸借権との違いは何ですか。あえて地上権を設定する理由とは何ですか。
議長	太陽光発電施設への転用では地上権設定はよくあります。貸借権との違いは、業者である地上権者が登記を行うと、地上権設定者である土地所有者に対して相談や同意なく他の業者へ太陽光設備を売買していく事が可能になります。そのため、土地所有者からみると不利な契約に思えますが、地上権設定は多く見られる権利設定です。
議長	他に特に無いようですので、議案第110号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」から議案第114号「農地転用事業計画変更申請承認について」の5議案を一括採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。
	全委員挙手です。 よって、これら5議案に対する当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。
(日程第12) 議長	続きまして、議案第115号「非農地証明願い承認について」を議

	<p>題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 12 議案第 115 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願いがあつたので議決を求める。令和 6 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 3 件、11 筆、1,946 m<sup>2</sup>です。 &lt;12 番案件&gt;の申請地は、員弁町松之木地内の台帳地目、畠です。 願出者は員弁町松之木の [REDACTED] で、昭和 45 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 &lt;13 番案件&gt;の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、畠です。 願出者は大安町梅戸の [REDACTED] で、昭和 57 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 &lt;14 番案件&gt;の申請地は員弁町岡丁田地内の台帳地目、田です。 願出者は東京都調布市の [REDACTED] で、昭和 32 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上 3 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他に特に無いようですので、議案第 115 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>

5 その他	議長	<p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>他に事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<p>毎年8月を農地パトロール強化月間としましてお願ひをしております。パトロールは農用地を重点的に見ていただき、道路等へ草が繁茂している状態や産業廃棄物等の不適切事例など、何かお気づきの点がありましたらお配りしました報告書でもって事務局までご提出ください。よろしくお願いいいたします。</p> <p>(地域計画の進捗状況についても説明)</p> <p>次回は、8月2日午前9時から現地調査、1番議席多湖文貴委員と10番議席岡田康平委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、8月9日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願ひします。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>それでは、これをもちまして第20回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
【午前10時05分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
議長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者